

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例

平成二十六年十月二十一日

千葉県条例第四十二号

目次

第一章 総則（第一条一第五条）

第二章 動物の愛護及び管理に関する施策（第六条一第九条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 通則（第十条一第十三条）

第二節 多頭飼養の届出（第十四条・第十五条）

第三節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第一款 特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第十六条・第十七条）

第二款 犬による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第十八条一第二十三条）

第四章 雜則（第二十四条一第三十条）

第五章 罰則（第三十一条一第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）その他の関係法令と相まって、動物の愛護に関する精神の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。
- 二 特定動物 法第二十六条第一項本文に規定する特定動物をいう。
- 三 野犬等 飼養する者及び保管する者のいない犬又は係留（逃亡のおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれがない方法で、おりその他の囲いの中に抑留し、又は固定された物にロープ、鎖等を用いてつないでおくことをいう。以下同じ。）がされていない犬（第十八条各号のいずれかに該当する場合におけるものを除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、市町村及び関係団体と連携を図るものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物の所有者等の責務)

第五条 動物の所有者又は占有者は、その動物の飼養又は保管が周辺住民に及ぼす影響を考慮し、その動物の飼養又は保管について周辺住民の理解を得られるよう心がけるものとする。

第二章 動物の愛護及び管理に関する施策

(子どもに対する普及啓発に関する援助)

第六条 県は、学校、地域、家庭等において、子どもに対する動物の愛護と適正な取扱いに関する普及及び啓発が適切に行われるよう、必要な情報の提供、技術的な助言その他の援助を行うものとする。

(マイクロチップの装着に関する普及啓発)

第七条 県は、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置としてその所有者が行うマイクロチップの装着に関し、普及及び啓発を図るものとする。

(殺処分がなくなることを目指すための取組)

第八条 県は、法、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）又はこの条例（以下「法等」という。）に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲した動物の殺処分がなくなることを目指すための取組として、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

一 法等に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲する動物の数を、動物による人の生命又は身体に対する侵害の防止に支障を及ぼさない範囲で減少させるため、終生飼養（法第七条第四項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）その他の動物の適正な飼養又は保管に関する普及及び啓発を行うこと。

二 法等に基づき県が引き取り、収容し、又は捕獲した動物をその所有者若しくは占有者に返還し、又は所有者及び占有者以外の者であって適正にその動物の飼養若しくは保管をすることができるものに譲渡すること。

(被災動物の救護体制の整備等)

第九条 県は、大規模な災害により被災した動物の健康及び安全の保持を図るため、関係団体と連携して、これらの動物の救護に関する体制の整備その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 通則

(動物の所有者等になろうとする者の遵守事項)

第十条 動物の所有者又は占有者になろうとする者は、動物の種類及び習性、飼養又は保管の方法、周辺の生活環境に及ぼす影響、逸走した際の生態系に及ぼす影響等を考慮し、将来にわたり適正に飼養又は保管をすることができるかどうかを慎重に判断するものとする。

- 2 前項の者は、将来にわたり適正に飼養又は保管をすると判断したときは、所有又は占有をする動物として適切な動物を選択するものとする。
- 3 第一項の者は、将来にわたり適正に飼養又は保管をできないと判断したときは、動物の所有又は占有をしないものとする。

(動物の所有者等の遵守事項)

第十一条 動物の所有者又は占有者（第五号及び第六号にあっては、所有者）は、その動物の飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 その動物の種類、発育の状況等に応じて、適切に給餌及び給水をすること。
- 二 その動物の健康状態を日常的に確認し、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。
- 三 その動物の種類、習性等を考慮した適切な飼養施設（動物の飼養又は保管のための施設をいう。以下同じ。）において飼養又は保管をすること。
- 四 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物又は悪臭の発生の防止を図るため、その所有又は占有をする動物の飼養施設の内外を常に清潔にし、その動物のふん尿、毛、羽毛等の適正な処理を行うこと。
- 五 その動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載し、又は記録した首輪、名札又はマイクロチップの装着その他の措置を講ずること。
- 六 その動物の終生飼養を確保するために必要な取組を行うとともに、やむを得ず終生飼養が困難となったときは、その動物を適正に飼養又は保管をすることができる者に譲渡するための取組を行うこと。
- 七 その動物の数を適正な飼養又は保管が可能な範囲内とするため、不妊又は去勢の措置、雌雄を分離して行う飼養又は保管その他の措置を講ずること。
- 八 その動物が公園、道路その他の公共の場所及び他人の占有する土地、建物、車両、船舶等をふん尿、毛、羽毛等により汚損し、又は損壊しないように必要な措置を講ずること。
- 九 その動物（特定動物を除く。以下この号において同じ。）の逸走を防止するた

めに必要な措置を講ずるとともに、その動物が逸走したときは、その動物を自らの責任において速やかに捜索し、及び捕獲すること。

十 その動物（特定動物及び犬を除く。以下この号において同じ。）が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、被害者を救護し、及びその動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 その動物が輸送される場合におけるその動物の健康及び安全の保持並びにその動物による事故の防止を図るため、できる限り短時間で輸送することができる方法の選定、適切な規模及び構造を有する輸送のための容器等の使用その他の必要な措置を講ずること。

十二 災害が発生した場合においてその動物を保護し、及びその動物と共に避難するためには必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、人の生命及び身体の安全の確保に支障を及ぼさない範囲で、速やかにその動物を保護し、及びその動物と共に避難すること。

（犬の所有者等の遵守事項）

第十二条 犬の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 飼養施設ごとに、公衆の見やすい方法で、犬の飼養又は保管をしている旨を表示しておくこと。

二 その犬の発育の状況に応じた適切な時期に、飼養又は保管の目的、環境等に応じた適切な方法で、その犬を所有者又は占有者の制止に従わせる訓練その他のその犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにするためのしつけをすること。

三 その犬を訓練し、移動し、又は運動させるときは、犬のふんを持ち帰るための容器を携行し、及びその犬のふんを適正に処理すること。

（猫の所有者等の遵守事項）

第十三条 猫の所有者又は占有者は、その猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせないようにするため、その猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

第二節 多頭飼養の届出

（多頭飼養の届出）

第十四条 犬又は猫の飼養又は保管をする者は、その犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生後九十一日未満の猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数）が一の飼養施設において十以上となったときは、三十日以内に、飼養施設ごとに、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 飼養施設の所在地
 - 三 犬又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数
 - 四 犬又は猫の飼養又は保管の方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合その他規則で定める場合については、適用しない。
- 一 法第十二条第一項第三号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
 - 二 法第二十四条の三第一項本文に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
 - 三 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第九条第一項の規定による許可（犬に係るものに限る。）を受けた者がその許可に係る施設において犬を飼養し、又は収容する場合
- （変更の届出）

第十五条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第一款 特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 (特定動物の逸走時の措置)

第十六条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が逸走した場合は、直ちに、知事に対して、その旨を通報しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、その特定動物が逸走した旨を周辺住民に周知するとともに、その特定動物の捕獲その他のその特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためには必要な措置を講じなければならない。

（特定動物による侵害の発生時の措置）

第十七条 特定動物の飼養又は保管をする者は、その特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合は、直ちに、被害者を救護し、及びその特定動物による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する場合において、その特定動物の飼養又は保管をする者は、直ちに、侵害の発生した旨並びに同項に規定する措置であってその者が講じたもの及

び講じようとするものを、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第二款 犬による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 (犬の係留義務)

第十八条 犬の飼養又は保管をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その犬の係留をしておかなければならない。

- 一 その犬を制御することができる者がロープ、鎖等によりその犬を確実に保持する方法その他の逃亡のおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法でその犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。
- 二 警察犬、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。）その他規則で定める犬をその用途に使用するとき。
- 三 その犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しのために使用するとき。
- 四 哺乳期の犬を飼養し、又は保管するとき。

(犬の係留の解除の禁止)

第十九条 何人も、現に係留がされている犬については、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、その係留を解除してはならない。

(犬による侵害の発生時の措置)

第二十条 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人の生命又は身体に害をえたときは、直ちに、被害者を救護し、及びその犬による人の生命又は身体に対する新たな侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 犬の飼養又は保管をする者は、その犬が人をかんだときは、直ちに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 その犬が人をかんだ旨を知事に届け出ること。
 - 二 その犬が狂犬病にかかっているかどうかに関する獣医師の検診を受けさせること。
- 3 前項第二号の検診を受けさせた者は、その検診の結果を通知された後直ちに、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

(措置命令等)

第二十一条 知事は、前条第二項第一号の規定による届出に係る犬その他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあると認める犬の飼養又は保管をする者に対し、期限を定めて、その犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令によってはその目的を達成することができないと認めるときは、同項の犬の飼養又は保管をする者に対し、期限を定めて、その

犬を知事に引き渡すことを命ずることができる。

- 3 知事は、前項の規定による命令により引渡しを受けた犬を処分することができる。

(野犬等の捕獲及び抑留)

第二十二条 知事は、当該職員に野犬等を捕獲させ、及び抑留させることができる。

- 2 当該職員は、野犬等が人の土地、建物、車両又は船舶にいる場合であって、その野犬等による人の生命又は身体に対する侵害が発生するおそれがあり、その野犬等を捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により立入りをする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(薬物による野犬等の掃討)

第二十三条 知事は、野犬等による人又は飼養若しくは保管をされている動物の生命又は身体に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法によつては野犬等を捕獲することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して野犬等を掃討することができる。この場合において、知事は、当該区域及び周辺の住民に対して、薬物を使用して野犬等を掃討する旨を周知しなければならない。

- 2 前項の規定による掃討及び周知の方法は、規則で定める。

- 3 知事は、第一項の規定による掃討の実施について必要があるときは、市町村長に対し、協力を求めることができる。

第四章 雜則

(報告徵収)

第二十四条 知事は、第十四条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をする者その他関係者に対し、期限を定めて、その動物の飼養又は保管に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十五条 知事は、第十四条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、動物の飼養又は保管をしている土地、建物その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第二十六条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(引取り等をした動物に係る措置等)

第二十七条 知事は、法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定による引取り若しくは法第三十六条第二項の規定による収容又は第二十二条第一項の規定による捕獲（以下「引取り等」という。）をしたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、引取り等をした動物が所有者及び占有者のいないものであると知事が認める場合は、この限りでない。

- 一 引取り等をした動物の所有者又は占有者が知れている場合 その者に対するその動物を引き取るべき旨の通知
 - 二 引取り等をした動物の所有者及び占有者が知れていない場合 引取り等をした旨その他規則で定める事項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による二日間の公示
- 2 知事は、所有者又は占有者が、前項第一号の通知を受け取った日から一日以内又は同項第二号の公示の期間が満了した日から一日以内にその通知又は公示に係る動物を引き取らないときは、その動物を処分することができる。ただし、やむを得ない事由によりこの項本文の期限までにその動物を引き取ることができない所有者又は占有者が、その旨及び相当の期間内にその動物を引き取る旨を申し出たときは、その期間が経過するまでは、その動物を処分することができない。

(手数料)

第二十八条 犬の所有者又は占有者は、第二十二条第一項の規定により抑留された野犬等の返還を求めるときは、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、その野犬等の飼養管理費及び返還手数料を納入しなければならない。

(適用除外)

第二十九条 この条例は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。
(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第三十一条 第二十一条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第十六条第一項、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項又は第二十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 三 第二十条第三項又は第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(両罰規定)

第三十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（過料）

第三十五条 第十四条第一項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(千葉県犬取締条例の廃止)
- 2 千葉県犬取締条例（昭和四十三年千葉県条例第三十三号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の千葉県犬取締条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に一の飼養施設において飼養又は保管をしている犬（生後九十一日未満の犬を除く。以下この項において同じ。）又は猫（生後九十一日未満の猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管を

している場合にあっては、これらの数を合算した数) が十以上である者は、施行日から三十日以内に、飼養施設ごとに、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、第十四条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

- 6 前項前段の規定による届出は、第十四条第一項の規定による届出とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条第一項中「まで」とあるのは「まで及び附則第五項」と、第三十五条中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第五項前段」とする。
- 7 第二十条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に犬が人をかんだときについて適用し、施行日前に犬が人をかんだときについては、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 9 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県犬取締条例（昭和四十三年千葉県条例第三十三号）に基づくものの項を削り、化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年千葉県条例第二十号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号）に基づくもの	野犬等の飼養管理費	一頭一日につき	五百九十円
	野犬等の返還手数料	一頭につき	三千八百二十円